

南相馬市条例第 号

南相馬市防犯カメラ設置条例（素案）

（目的）

第 1 条 この条例は、公共の場所に向けられた防犯カメラの適正な設置及び利用に資するため、当該防犯カメラを設置するものの遵守すべき義務等を定め、もって当該防犯カメラの有用性に配慮しつつ、市民等の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （ 1 ） 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置であって、録画装置を備えるものをいう。
- （ 2 ） 画像 防犯カメラにより記録された画像であって、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。
- （ 3 ） 公共の場所 道路、公園、広場その他規則で定める公共の用に供する場所をいう。
- （ 4 ） 市民等 本市に居住、勤務、通学又は本市に滞在、若しくは本市を通過する者をいう。

（設置利用基準の届出等）

第 3 条 公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとするもので次に掲げるものは、防犯カメラの設置目的、防犯カメラにより犯罪を予防しようとする公共の場所の区域（以下「防犯対象区域」という。）、その他規則で定める事項を記載した防犯カメラ設置及び利用に関する基準（以下「設置利用基準」という。）を定め、市長に届出なければならない。

- （ 1 ） 市
- （ 2 ） 市から事務又は事業の委託を受けた者及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者
- （ 3 ） 自治会その他の地域的な共同活動を行う団体
- （ 4 ） 商店会
- （ 5 ） その他犯罪の予防に関する自主的な活動を行う団体

2 前項の規定による届出をしたものは、当該届出の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届出なければならない。

(防犯カメラ管理責任者等の設置)

第4条 前項の規定による届出の義務のあるものは、防犯カメラの管理及び利用を適切に行わせるために防犯カメラ管理責任者を置かなければならない。

2 防犯カメラ管理責任者は防犯カメラを利用する職員(以下「防犯カメラ利用者」という。)を指定することができる。

(防犯カメラ管理責任者等の義務)

第5条 防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ利用者(以下「防犯カメラ管理責任者等」という。)は、設置利用基準を遵守しなければならない。

2 防犯カメラ管理責任者は、防犯対象区域内に、防犯カメラを設置している旨を表示しなければならない。

3 防犯カメラ管理責任者等又は防犯カメラ管理責任者等であったものは、画像から知り得た市民等の情報を他に漏らしてはならない。

4 防犯カメラ管理責任者等又は防犯カメラ管理責任者等であったものは、次に掲げる場合を除くほか、画像を防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(1) 画像から識別される特定の個人(以下「本人」という。)の同意がある場合

(2) 法令に基づく場合

(3) 市民等の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないと認められる場合

5 防犯カメラ管理責任者等は、画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。

6 防犯カメラ管理責任者等は、画像の漏えい又はき損の防止のため必要な措置を講じなければならない。

7 防犯カメラ管理責任者等は、本人から当該本人が識別される画像の開示を求められたときには、本人に対し、当該画像を開示するよう配慮しなければならない。

(指導又は勧告)

第6条 市長は、第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項、又は前条第1項、第2項、第3項、第4項若しくは第5項の規定に違反した者に対し、当該違反行為の中止、違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の指導又は勧告をすることができる。

(苦情の申出)

第7条 市民等は、防犯カメラ設置者が設置した防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し苦情があるときは、その旨を市長に申出ることができる。

2 市長は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、適正かつ迅速に処理するものとする。

(運用状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回以上、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 第3条の規定による届出の状況

(2) 第6条に規定する指導又は勧告の状況

(3) 前条第1項の規定による苦情の申出の状況

(市が設置した防犯カメラに係る画像の取扱い等)

第9条 市が設置した防犯カメラに係る画像の取扱いについては、この条例に定めるもののほか、南相馬市個人情報保護条例（南相馬市条例第23号）に定めるところによる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に公共の場所に向けて防犯カメラを設置しているもので、第3条第1項各号のいずれかに該当するのは、平成27年〇月〇日までに、当該防犯カメラの設置利用基準を定め、これを市長に届出なければならない。